

脱毛エステ等の契約に係る 消費者トラブルに注意！！

① SNSの広告を見て脱毛エステの カウンセリングを予約する

脱毛エステ行ってみたいな！
永久に通い放題のプランのお試しが無料なんだ！



② カウンセリングで永久に通い放題の プランを勧められて契約

全身脱毛・永久に通い放題のプランが
50万円でお得に契約できます

少し高額だけど、
永久に通い放題ならお得かも・・・



③ 実際に施術を受けてみると・・・



どうしよう・・・この痛みに耐えられない・・・
.....残念だけど、解約を申し出よう.....

④ 解約を申し出たところ、高額な料金を 請求された

解約はできますが、10万円をお支払い頂きます

え？1回で10万円もするの??

契約書には・・・

期間 1 年間

回数 5 回

単価 10 万円

契約総額 50 万円



トラブルに遭わないためのポイント

- ◇ 必ず契約書面で**有償**の期間・回数と単価を確認しましょう。
通い放題などの期間・回数と契約上の期間回数は一致しないときもあります。有償での契約期間・回数等をしっかりと確認しましょう
- ◇ 脱毛エステの長期間にわたる**契約は「解約しなければならないとき」も想定して慎重に行いましょう**
- ◇ 長期間の契約が心配なときは都度払いができるコースやエステ店を選択しましょう
- ◇ 広告等でみる「月々〇千円～」は**月払い（都度払い）ではなく、クレジットの分割払金**かもしれません。支払いが続く期間・回数も意識し、よく内容を確認して契約しましょう



消費者の皆様の相談を受け付けております。お気軽にご相談下さい。

九州経済産業局 消費者相談室 電話：092-482-5458

受付時間：9：30～12：00・13：00～16：30、月曜日～金曜日（祝日・年末・年始を除く）

※あっせん・仲介は行っておりません。

